

監査の結果に係る措置通知書

監査対象部局	土木部
監査の種類	令和3年度 定期監査（3監第78号 令和3年12月24日報告）
措置を講じた者	いわき市長
通知を受けた日	令和4年3月9日

指摘一覧	措置通知日
是正改善を要する事項	
1 収入事務 転貸地貸付収入の徴収事務において、督促が行われていない例が認められた。	令和4年 3月9日
2 支出事務 補助金の交付事務において、前年度決算書の添付がないまま受理し、交付決定を行っている例や、併せて、交付申請書が補助金交付要綱に定める期日までに提出されているか確認できないまま、交付決定を行っている例が認められた。	令和4年 3月9日

是正改善を要する事項	措置した内容等
<p>1 収入事務</p> <p>転貸地貸付収入の徴収事務において、督促が行われていない例が認められた。</p> <p>※ 市営住宅払下げ敷地貸付収入の徴収事務において、納期限である令和3年6月30日を過ぎても債務を履行しない者に対しては、市債権管理条例施行規則第3条の規定に基づき、納期限後20日以内（同年7月20日まで）に書面により督促をしなければならないが、監査実施日（令和3年9月30日）において、督促が行われていなかった。</p> <p>【類例4件あり】</p> <p style="text-align: right;">（住宅営繕課）</p> <p>2 支出事務</p> <p>補助金の交付事務において、前年度決算書の添付がないまま受理し、交付決定を行っている例や、併せて、交付申請書が補助金交付要綱に定める期日までに提出されているか確認できないまま、交付決定を行っている例が認められた。</p> <p>※ いわき市私道整備事業補助金の交付事務において、市補助金等交付規則第4条第1項第3号の規定による前年度決算書の添付がないまま申請を受理し、交付決定していた。【類例2件あり】</p> <p>また、同補助金交付要綱第5条の規定により、交付申請書の提出期日は補助対象事業を行おうとする日前15日とされているが、申請書の補助事業の着手日が不明なまま申請を受理し、交付決定した例が認められた。</p> <p style="text-align: right;">（道路管理課）</p>	<p>〔指摘事項が発生した原因〕</p> <p>市債権管理条例に基づいた督促の必要性については認識していたものの、督促の時期及び方法についての認識不足により手続きを失念したことから発生したものです。</p> <p>〔措置した内容〕</p> <p>書面による督促を令和4年1月に実施しました。</p> <p>今後は、市債権管理条例及び同施行規則の確認を徹底するとともに、組織内のチェック体制の強化を図り、適切な事務の執行に努めてまいります。</p> <p>〔指摘事項が発生した原因〕</p> <p>前年度決算書が添付されていない申請書を受理した原因については、規則で定める決算書とは企業等が作成するものを指すと判断し、個人や地区の代表者が申請する場合には、規則第4条第2項の規定により、省略できるものとの誤った認識の下、事務処理を行ったことによるものです。</p> <p>次に、補助対象事業の着手日が不明な申請書を受理した原因は、要綱第5条に定められた「申請書の提出期日」の確認を怠り、事務処理を行ったことによるものです。</p> <p>〔措置した内容〕</p> <p>前年度決算書の添付につきましては、今後の申請を前年度決算書の提出が可能である行政区や隣組から頂く取り扱いとするよう、道路管理課内及び各経済土木課への周知徹底を図りました。</p> <p>次に、申請書の提出期日につきましては、交付要綱に基づく手続きについて再確認し理解を深めるとともに、チェックリストに「申請書の提出期日」の項目を追加することで再発防止を図りました。</p>